

議案第 6 1 号

宇治市都市下水路条例を廃止する条例を制定するについて

宇治市都市下水路条例を、次のとおり廃止するものとする。

令和 2 年 9 月 1 6 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市都市下水路条例を廃止する条例

宇治市都市下水路条例（昭和59年宇治市条例第45号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に廃止前の宇治市都市下水路条例の規定に基づいてした申請、許可その他の行為は、宇治市公共下水道条例（昭和59年宇治市条例第44号）の相当規定に基づいてしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市下水路の廃止に伴い、条例を廃止するものであります。